

別表1 認証手数料、認証継続手数料

別表1 認証手数料・認証継続手数料

1. 農産物の生産者

(1) 申請圃場の合計面積が50a未満の場合

	基本料 ^{※1} (①)	計 ^{※2}
個人	¥45,000	¥45,000
法人	¥70,000	¥70,000
グループ (最低2戸～) ^{※3}	¥30,000×農家戸数 (最低2戸～)	¥60,000～ (農家戸数2戸の場合)

(2) 申請圃場の合計面積が50a以上の場合

	基本料 ^{※1} (①)	面積加算 (②)	計 ^{※2} (①+②)
個人	¥48,000	10a増すごとに¥3,000加算	¥48,000～
法人	¥74,000	10a増すごとに¥4,000加算	¥74,000～
グループ (最低2戸～) ^{※3}	¥33,000×農家戸数 (最低2戸～)	10a増すごとに¥3,000加算	¥63,000～ (農家戸数2戸の場合)

注釈

- ※1 当会の有機JAS認定事業者、または有機JASの認定申請者が、特別栽培認証を併せて申請する場合、有機JAS認証の実地検査（または年次調査）と特別栽培認証の実地検査を同じ日に行えば、①基本額から¥15,000を割引する。
- ※2 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※3 グループは2戸以上の農家で構成されており、グループ内の規約が定められている必要がある。

別表1 認証手数料、認証継続手数料

2. 精米業者

(1) 精米業者の認証のみを取得する場合

または、農産物の生産者と、精米業者の認証（または認証継続）を申請し、実地検査をそれぞれ別の日に行う場合

	基本料 ^{※1} (①)	規模による加算 ^{※2} (②)	計 ^{※3} (①+②)
個人	¥45,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥10,000 加算	¥45,000～
法人	¥70,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥30,000 加算	¥70,000～
グループ (最低2戸～)	¥60,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥20,000 加算	¥60,000～

(2) 農産物の生産者と、精米業者の認証（または認証継続）を申請し、実地検査を同じ日に行う場合^{※4}

	基本料 (①)	規模による加算 ^{※2} (②)	計 ^{※3} (①+②)
個人	¥10,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥10,000 加算	¥10,000～
法人	¥30,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥30,000 加算	¥30,000～
グループ (最低2戸～)	¥20,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥20,000 加算	¥20,000～

注釈

- ※1 当会の有機JAS認定事業者、または有機JASの認定申請者が、特別栽培認証を併せて申請する場合、有機JAS認証の実地検査（または年次調査）と特別栽培認証の実地検査を同じ日に行えば、①基本額から¥15,000を割引する（（1）の場合のみ。（2）の場合は割引しない）。
- ※2 精米施設の数に応じて、金額加算を行う。精米施設が検査の対象とならない場合は、加算を行わない。
- ※3 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※4 特別栽培米の生産者が、自ら栽培～精米まで一貫して行う場合、生産者と精米業者の2つの認証を取得する必要がある。
生産者が玄米の段階で出荷し、とう精（玄米を精米にすること）以降の工程を出荷先の精米業者等が行う場合は、出荷先の精米業者等が、精米業者の認証を取得する必要がある。